

# 委託業務処理要領（案）

## 1 総則

受託者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、委託業務を処理しなければならない。

## 2 共通事項

- (1) 業務は、北海道の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日）に行うものとする。
- (2) 各作業は、庁舎及び設備を加工することなく、既存のまま行うものとし、機材の使用等によって床面等を傷める恐れのある場合は、あらかじめ養生を行うものとする。
- (3) 各作業に要する洗浄用補給水、作業用電力、動力用電力は、委託者の負担とする。
- (4) 各作業に必要な機材及び消耗品は受託者の負担とする。
- (5) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、現場の状況、周囲の状況等を確認し、安全の確保に努めること。
- (6) 各作業中において、管等に閉塞があった場合は、閉塞を解消すること。
- (7) 清掃により除去された付着物、異物、土砂等の廃棄物は、下水道に流出させることなく、引き抜くこと。
- (8) 各項目について、清掃を行うとともに、各設備の点検も同時に行い、不良箇所がある場合は、書面によりその旨を報告するものとする。

## 3 実施時期

排水管清掃業務を年 2 回（5 月、11 月）行うこと。

## 4 実施方法

- (1) 屋外排水管及び排水ますは、高圧洗浄機で清掃する。
- (2) 屋内排水管は、洗浄剤を使用し、高圧洗浄機で清掃する。
- (3) 各所トイレ・手洗器はトランプを外し、薬品及び高圧洗浄機で清掃する。
- (4) 小便器・大便器は尿石剤にて付着物を融解後、高圧洗浄機で清掃する。

## 5 清掃対象物件

	配管寸法	数 量
(1) 屋外埋設管	150A	698m
(2) 屋内配管 (ルーフトレン管含む)	100A	417m
	80A	171m
	65A	178m
	50A	436m
	40A	642m
	32A	182m
(3) 汚水ます及び雨水ます	600A	44ヶ所

6 作業箇所

別紙図面のとおり

7 実施報告

作業終了後は、速やかに業務担当員へ作業報告書（様式任意）及び作業写真を提出すること。

8 その他

- (1) 作業にあたっては、北海道が予め委託契約している建築物環境衛生管理技術者が立ち会うこととする。
- (2) その他業務に関し疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。